

# 山梨民報

2013年10月13日  
号外  
発行  
日本共産党山梨県委員会  
甲府市相生2-4-2  
TEL055(235)2437

政治革新の道しるべ  
真実つたえ希望はこぼ  
**しんぶん 赤旗**  
日刊●月3,400円

## 議の海外旅行 裁判

# 高裁判決で全面敗訴の県が上告 たたかいは最高裁へ

山梨県議会の海外研修制度について、東京高裁は9月19日、「観光中心の私的旅行」と断じ、横内知事に費用全額(約850万円)の返還を県議11人に求めるよう命じました。

対象とされた研修は、元職3人を含む11人の県議(資料参照)が参加した4件で、その費用は米国、エジプト・トルコの各研修については「県議会研修要綱」から、韓国、屋久島の各研修には政務調査費から支出されました。

対象とされた研修は、元職3人を含む11人の県議(資料参照)が参加した4件で、その費用は米国、エジプト・トルコの名所が並ぶ日程に、貝阿弥誠裁判長は、「海外研修に名を借りた私的旅行で、おおよそ議員としての職務を行うものだったとはいえない」と断じました。

県は3日、「高裁判決は、議会の派遣命令の違法性への判断が明確でない。(視察と旅行の区分について)基準があいまい」など判決を不服として最高裁に上訴しました。



### 県も11人の県議と同じ。最高裁に向けたたたかう上告に原告団が抗議声明・会見

知事の上告に対し、返還を求めた原告と代理人弁護士は、「満身の怒りを込めて抗議、糾弾する」とした会見を開きました。

山本大志原告代表ら6人の原告団と代理人弁護士4氏が参加。山本氏が抗議声明を読み上げ「県も海外研修参加議員と同じく『私事旅行』に公費を使うことを『是』とするもので、許せない。知事は、県民の財産より県議の財産を守るのか」と批判しました。

### 税金使ったの『観光旅行』認めるのか！ 小越智子県議が知事に抗議文

小越智子県議は4日、横内知事に対し、「渾身の思いを込めて厳しく抗議する」との抗議書を提出しました。

小越県議は「高裁判決は市民感覚にそった常識的な結論であり、それを否定し上訴した知事もまた税金による私的旅行を肯定する立場にたったもの。県民は知事にも裏切られた思い」と強く批判。「知事が財政難を理由に福祉や県民サービスを切り下げ続ける一方で、税金を使った『観光旅行』を認めることは許さない」と指摘しました。



いても、「わざわざ(当地を)訪問するまでもなく、我が国において容易に入手できるもの」と指摘。出版物から引用(盗用)して会ってもいない人と会ったかのように記載したこと(米国研修)を「真摯(しんし)に研修計画を立てたものでない証左だ」と厳しく批判しました。

例行事のように繰り返されることに違和感を訴える声は強い。県議会がどう変わるのかが、問われている」と書き残した。

県議会がただ一人、同制度の廃止を求めてきた日本共産党の小越智子県議は9月24日、判決が議長への派遣許可をも違法と断じたことをあげて、議長に「県民への謝罪と制度廃止」を申し入れました。9月議会一般質問では、「市民感覚にそった面期的で良識のある当然の判決。上告すべきではありません」と知事に迫りました。

## 東京高裁判決が費用の全額返還を命じた研修

訪問先	参加した議員と返還費用	主な視察先
米国 (2010年1月17日~23日の6泊7日)	皆川巖 (89万9847円)・山下政樹 (89万9658円)・鈴木幹夫 (89万9523円)	自由の女神、ホワイトハウス、ワシントンDC、メトロポリタン美術館
エジプト・トルコ (2010年4月21日~29日の8泊9日)	高野剛・浅川力三・望月勝・堀内富久・大沢軍治 (各89万9330円)	考古学博物館、ギザ3大ピラミッド、カップドキア、ボスフォラス海峡クルーズ
韓国 (2009年7月20日~22日の2泊3日)	高野剛・浅川力三・石井脩徳・望月勝・堀内富久・渡辺亘人・大沢軍治 (各5万3646円)	静岡空港、日本観光局ソウル事務所、青瓦台、板門店
屋久島 (2009年12月16日~18日の2泊3日)	高野剛・中村正則、浅川力三・石井脩徳・望月勝・堀内富久・渡辺亘人・大沢軍治 (各11万7198円)	屋久杉自然館、屋久島世界遺産センター、文化村センター

裏面に東京高裁判決(要旨)

# 県議の海外研修住民訴訟

# 東京高裁判決の要旨

(2013年9月19日)

## 【アメリカ研修について】

研修目的は、県議会議長に提出された「研修申込書」によると、「米国と日本の輸出入の調査」「農業大國米国の農業事情の視察」だが、その大部分が自由の女神、グランドゼロ、アーリントン墓地、ホワイトハウスなど観光名所の見学や、メトロ美術館やスミソニアン博物館への入館などに費やされた。

参加議員が提出した「視察報告書」に掲げた17ページに及び「ニューヨークのホテル業界の実情」資料は、日本政府観光局作成のものであって、わざわざニューヨークを訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるもので、肝心の山梨県への観光の志向等についてはなんら記載がない。

「報告書」にはワイン専門店で「エキスパートにワインの魅力を語ってもらった」と記載していたが、実際には専門店を訪問したことも、エキスパートに会ったこともなく、日本で出版されている本の記載を引用したことを指摘されて書き換えたもの。重大な虚偽の内容を記載した「報告書」を漫然と作成し提出すること自体、県議会、県民のことを慮（おもんばか）って研修を執行していない証左だ。

（甲府地裁での）山下（政樹）証人は、ホワイトハウス見学について「外から見ただけが見識を広げることができた」「一般の方々と、ホワイトハウスを見る目というのは、若干は違う」と供述するが、政治家個人の研鑽の分野に属することであり、決して公の費用でなく自己で行うべきものだ。

本件米国研修の行き先や日程等は、県民福祉の増進に資するという研修の趣旨を全うするものだったとは到底認められない。「米国の農業事情」の視察という研修目的に照らして、明らかに不合理なものであり、実質的には、海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行と云うべきもの。およそ議員としての職務を行うものであったということはできない。

そして、この研修は参加した議員らからかじめ議長に提出

した申込書の日程に沿って行われたのであるから、このような研修に議員を派遣する決定は議会の裁量権の行使に逸脱または濫用があり、議員派遣決定は違法である。

## 【エジプト等研修について】

### エジプト

「福祉」「公共交通」「世界遺産と環境」などを研修目的として派遣決定されたものだが、その大部分がエジプトにおいては、考古学博物館、3大ピラミッド、スフィンクスなど（10箇所）の観光名所の見学、トルコにおいては、カッパドキア奇石、トルコ石専門店、ボスフォラス海峡クルーズ、トプカプ宮殿など（17箇所）の観光名所の見学に費やされた。

本件エジプト等研修の行き先や日程等は、山梨県議会の議会運営、議会審議等の資質の向上を図り、県民福祉の増進に資するという研修の趣旨を全うするものであることは到底認められない。海外研修の目的に照らして明らかに不合理で、実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行というべきもの。

## 【韓国研修について】

「報告書」の内容はいずれも観光ガイドのような外形的事実と写真のみの記載にとどまり、「県政にかかわる分野について、海外事情の調査、研究」をしたとはおよそ窺（うかが）われない。堀内（富久）証人は、トルコ路面電車視察について「はっきりした記憶はないが、非常にいいシステムじゃないかと思った」という曖昧な証言にとどまり、研修から数年経過した現在までに、本件研修の目的について、何らかの施策の検討等に繋がる有益な情報をもたらしたりした事実は見出せない。

「山梨県政務調査費の交付に関する規程」の運用指針は、充実に適さない経費の例として、観光・レクリエーション目的の旅行の交通費等を掲げ、海外調査は、調査目的が明確で日程が合理的なものと定められている。

「海外旅行市場・観光交流」などを調査目的としたものだが視察は、韓国国会議事堂、青溪川道路公園の見学（1日目）、板門店の施設見学（2日目）、ソウル市内、大統領府、青瓦台（3日目）等の観光名所の見学に費やされた。

望月（勝）証人によれば、いずれも現地の案内人の説明を受けて見学、立ち寄ったにすぎず、一般の観光旅行とは異なる特段の調査研究がされた事情は窺（うかが）われない。望月、堀内作成の陳述書に「青瓦台等の視察で、山梨の果樹のPRの様子や観光客への浸透状況を視察しました」とあるが、望月証言によれば、「日本

人観光客がどの程度来ているかを自分たちの目で確認した」以外には何ら特段の調査研究はしていないことが認められ、上記陳述書の記載は真実に反する記載である。他に、これらが見学が政務調査費の制度趣旨に合致する内容のものだったことを窺（うかが）わせる事情は見出し難い。仮に、外国の観光地を訪問することが県会議員としての見識を高めることになるとしても、それは本来自らの費用による旅行として行うべきことであって、公費である政務調査費を用いるべきではない。

## 【屋久島視察について】

「環境保全対策」を調査目的としたものだが、屋久島世界遺産センターでは、「副館長が事務局長か1人が対応してくれ説明を受けた」と証言（望月）するが、説明の具体的内容は不明で要領を得ないもの。ガイドブック等の記載を超えて、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために相応しい内容があったとは認められない。上記以外の、屋久杉自然館、ヤクスギランド、千寿滝、ウミガメ産卵地などは、一般の観光客が入場料を払い、あるいは無料で見学が可能な観光名所等であり、これらの場所を訪れたことが議員の調査研究に資する内容であったことを窺（うかが）わせる証拠は見出し難い。

## 【結論】

海外研修は、その実態は研修目的に照らして明らかに不合理なもので、観光中心の私的旅行と言わざるを得ない。これを認めたいことは議会の裁量権の行使の逸脱、または濫用であり、派遣決定は違法だ。韓国、屋久島への視察も違法な支出だ。（参加した11人は）法律上の理由なく県の損失をもつて利益を得ており、それぞれが不当に得た利益を県に返還すべきだ。